まんのう町告示第157号

下記の書類について、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及びまんのう町税条例(平成18年条例第55号)第18条の規定により公示送達する。

当該書類は、税務課において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。

なお、当該書類を受領しない場合において、地方税法第20条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和８年10月28日

まんのう町長　栗　田　隆　義

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称
令和８年度 国民健康保険税第３期 督促状	石田　真也